

答申 個第19号

令和5年6月29日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

令和4年8月5日付け4青少相第1324号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件請求に係る、相模原市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った、令和2年8月28日付け相模原市教育委員会指令（青相）第3号による一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち、実施機関が自ら開示と判断した部分も含め、別表2に示した部分については開示すべきである。

また、新たに存在が確認された公文書については、改めて審査請求人が請求する文書であるか否かを確認するとともに、請求内容に該当する文書である場合は、新たに開示・非開示の決定を行うこと。

## 2 審査請求の経緯

- (1) 令和2年6月30日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「〇〇〇〇に関する2018年4月～現在に至るまでの以下の4つの内容が分かる文書一式について①就学前に「支援学校が適」と判断された審議の過程が分かる文書一式、②転校に向けた計画作成の経緯が分かる文書一式 関わった機関、どのような関わりをしたのかを含めて、③2019年4月から2020年3月までの1年間の取り組みに関する文書一式 相模原中央支援学校、星が丘小学校、市教委のことも含めて、④転校の計画を白紙にすることに決めた市教委の意思決定の過程が分かる文書一式。 その年の就学指導委員会にかけた内容も含めて」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、別表1のとおり、令和2年8月28日付けで全部開示決定（本件処分1）及び一部開示決定（以下「本件処分2」という。）、令和2年10月28日付けで全部開示決定（本件処分3）を行い、審査請求人に各決定通知を送付した。
- (3) 令和2年11月24日付けで、審査請求人は、本件処分2を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和4年8月5日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書の記載及び審査会での意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

- ・ 2月5日に行われた保護者との面談において「教育委員会からの提案」があったとの記載があるが、保護者に何も伝えておらず事実でない。その日に保護者に提案などしていないことはセンター長も認めていること

- である。虚偽の個人情報を行政が収集して上席に報告することはあってはならない。虚偽記載の消去とともに上席への報告の訂正を求める。
- 人工呼吸器利用の就学児に関する全国の状況はすでに公開されていることであり、全面非開示とすることの整合性がない。まして市名まで非開示とする根拠は成立しない。審査請求人は自己情報の知る権利を侵害されており、該当部分の非開示の取り消しを求める。
  - 文部科学省の見解については、2項目については開示されているにもかかわらず、1項目のみ非開示とし、整合性がない。市教委に都合の悪い情報を非開示としているのではないかという疑念が生じる。審査請求人は自己情報の知る権利を侵害されており、該当部分の非開示の取り消しを求める。
  - 審査請求人は、市教委に対して「開示の諾否の主治医への確認」を求めたが拒否された。主治医と審査請求人とは全面的信頼関係の下で就学に当たっても相談し、全情報を共有している。したがって、「主治医の考え」の全面非開示は根拠がない。審査請求人は自己情報の知る権利を侵害されており、該当部分の非開示の取り消しを求める。
  - 他市の案件が記載されているとのことだが、請求者以外の個人情報は非開示としても、全部が個人情報とは考えられない。市名等精査すれば開示できる内容はあるはずである。審査請求人は自己情報の知る権利を侵害されており、該当部分の非開示の取り消しを求める。
  - 一年間かけて進められた転校が覆った理由について、市教委からは納得できる説明がない。転校が覆った理由と転校が覆るに至る市教委内部での意思決定過程を明らかにすることが本件請求の目的である。本件処分2による非開示は、本件請求の目的の最重要部分である。公職者として発言に責任を負うのは当然であり、非開示とする根拠はない。審査請求人は自己情報の知る権利を侵害されており、該当部分の非開示の取り消しを求める。
  - 転校を前提として作成された2/4作成の『重度心身障害児の地域の学校への転入について(案)』から『転校は難しい』と保護者に伝える「2/13保護者との面談」に至るまでの資料が不存在となっている。転校に向けて取り組んだ一年間は〇〇にとって希望に満ちたものであった。それを覆すからには、市教委内部での意思決定過程を示す必要がある。2月4日から2月13日の間の市教委の意思決定過程を示す文書の有無について再調査を求める。
  - 本件請求は、開示された内容に、黒塗りの部分が含まれているため、その点について開示を求めるものである。非開示となった部分について

なぜ開示できないのかなどを聞きたい。

- ・ 私たちは知る権利があり、かつ、真実を知ることが望んでいる。これからの〇〇の学校生活のために、気持ちをしっかり整えた上で生活していきたいと考えており、納得できる資料が開示されることを願っている。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求の趣旨Ⅰについて（条例第28条該当）

保有個人情報の訂正を請求できる「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、資格等の情報で、性質上客観的な正誤の判定に適するものを想定しており、審査請求人が指摘している内容は、この「事実」に該当するものではない。したがって、訂正請求の対象となり得ないため、記載内容の消去及び上席への報告の訂正は不要と判断した。

##### (2) 審査請求の趣旨Ⅱについて（条例第16条第5号才該当）

人工呼吸器利用の就学児に関する他市の取扱いの状況について、参考として個別事情を聴取したものであり、先方の担当者が個人的な見解を述べたにすぎない。また、担当者の個人的な名前が記載されており、当時の本市の担当者が公開しないことを条件に直接聞き取った内容である。開示することにより、今後、各自治体の担当者に、質問したいことを即座に質問できる良さが失われ、組織に所属する各職員が見解を表明する際に萎縮したり、発言を躊躇したりすることが考えられ、今後、他市や他県との、適宜かつ迅速な意見交換ができなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると考え、非開示と判断した。

##### (3) 審査請求の趣旨Ⅲについて（条例第16条第5号才該当）

文部科学省に問い合わせた内容であるが、文部科学省の担当者の個人的な名前が記載されており、当時の本市の担当者が公開しないことを条件に電話で直接聞き取った内容である。開示することにより、今後、文部科学省に、質問したいことを即座に質問できる良さが失われ、組織に所属する各職員が見解を表明する際に萎縮したり、発言を躊躇したりすることが考えられ、今後、他の機関との、適宜かつ迅速な意見交換ができなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると考え、非開示と判断した。

##### (4) 審査請求の趣旨Ⅳについて（条例第16条第3号該当）

主治医の医学的意見書は、教育支援委員会において、児童生徒の就学先を判断する上で大変重要な資料の一つである。医師が中立的な立場で、ありのままの医学的意見を記載できるようにするため、公開しないこ

とを前提としている。資料の妥当性が損なわれれば、教育支援委員会における審議が成立せず、公正な判断ができなくなり、就学先の判断をするに当たり支障が生じるおそれがあると考え、非開示と判断した。

(5) 審査請求の趣旨Vについて（条例第16条第5号オ該当）

他自治体の状況について記載したものであることから、当初は、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え非開示と判断したが、再度検討した結果、自治体名や個人に係る記載はないことから、開示することが妥当であると判断した。

(6) 審査請求の趣旨VIについて

ア ○1/20 教育長・局長・部長への報告から数えて19行目について（条例第16条第5号オ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、実施機関の職員の範囲に該当するものとして、開示することが妥当であると判断した。

イ ○1/22の標題について（条例第16条第5号オ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、実施機関の職員の範囲に該当するものとして、開示することが妥当であると判断した。

ウ ○1/22の標題から数えて3行目から15行目について（条例第16条第1号該当）

非開示部分については、当該情報に含まれる記述により、特定の個人を識別することができ、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示と判断した。

エ ○1/22の標題から数えて20行目、21行目及び28行目から33行目について（条例第16条第4号該当）

非開示部分については、確定的ではないが、今後において考え得る懸念について述べた部分であり、開示することにより、今後の方針を検討する中で、将来における予測的な発言ができなくなることは、素直な意見交換ができなくなると考え、非開示と判断した。

オ ○1/22の標題から数えて34行目について（条例第16条第1号該当）

非開示部分については、当該情報に含まれる記述により、特定の個人を識別することができ、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示と判断した。

カ ○1/23の意見の標題について（条例第16条第5号オ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、実施機関の職員の範囲に該当するものとして、開示することが妥当であると判断した。

キ ○1/27の標題について（条例第16条第5号カ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、実施機関の職員の範囲に該当する職員の発言であるものとして、開示することが妥当であると判断した。

ク ○1/27の標題から数えて4行目から6行目について（条例第16条第5号キ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、当該個人が公務員であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるため、開示することが妥当であると判断した。

ケ ○1/27の標題から数えて7行目から12行目について（条例第16条第5号ク該当）

非開示部分については、人事管理に関わることが記載されていることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非開示と判断した。

コ ○1/27の標題から数えて13行目から16行目について（条例第16条第4号該当）

非開示部分は、今後の方針を検討する中で、一つの仮定の上で述べた一意見であり、あくまで保護者の意向を推測した上で、次年度の見込みを述べた部分である。この部分を開示し、仮定の上での意見が公になることで、今後の方針を検討する際、発言が躊躇されることは、素直な意見交換ができなくなると考え、非開示と判断した。

サ ○1/31の標題（一つ目のもの）について（条例第16条第5号コ該当）

当初、保護者と当事者の関係性への影響を考慮し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示と判断したが、当該個人が公務員であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるため、開示することが妥当であると判断した。

シ ○1/31の標題（一つ目のもの）から数えて2行目から10行目まで（条例第16条第1号該当）

非開示部分については、当該情報に含まれる記述により、特定の個人を識別することができ、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示と判断した。

ス ○1／31の標題（二つ目のもの）から数えて2行目から4行目まで（条例第16条第5号エ該当）

非開示部分については、人事管理に関わることが記載されていることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非開示と判断した。

#### （7）審査請求の趣旨Ⅶについて

教育委員会が転校に向けて準備を進めていたが、課題が生じたため、当初の計画が遅れるという認識はあったが、当該計画そのものの効力が失われるという認識はない。この計画に則り、現在も話し合いを進めており、転校が覆った理由を示す文書は存在しない。

教育支援委員会のような審議会で、転校を覆すような判断を出したものであるのではなく、そもそも転校を覆す意思決定過程は存在しない。

## 5 審査会の判断

### （1）条例第16条第1号該当性について

条例第16条第1号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は非開示と定めたものである。

なお、同号ただし書ウに、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非開示情報から除くとされている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示と

した部分に、審査請求人以外の個人の心身に関する情報が記載されていることを確認した。当該個人は、公務員等の職にある者であったが、当該情報は、同号ただし書ウに該当する情報ではなかった。開示請求者に当該情報が開示されることにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、実施機関が非開示とした決定は妥当である。

(2) 条例第16条第3号該当性について

条例第16号第3号は、原則開示の例外として、「個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は非開示と定めたものである。

「指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報」とは、具体的に列挙した指導、診断、評価、選考及び相談に関する情報のほか、これらに類する情報を含む。具体的には、各種カルテ、医師の意見書等個人の疾病、健康状態等について専門的見地から行う診察、検査、評価、判定等の内容を記録したもの等である。

また、「著しい支障が生ずるおそれがあるもの」としては、開示をすることにより、今後反復、継続される同種の指導、診断、評価、選考、相談等を行うことが困難になるもの等である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした部分は、医学的意見書における医師の意見であることを確認した。当該部分に記載されている情報を開示することによる支障の程度であるが、実施機関によると、教育支援委員会は反復、継続して開催される会議であり、医学的意見書は同委員会の審議における重要資料の一つであり、医師が中立的な立場で、率直な医学的意見を記載できるようにするため、公開しないことを前提としているとのことである。

実施機関が非開示とした部分は、医学的意見書自体ではないが、その核心部分であり、医学的意見書を開示することと同様と考えられ、これを開示することとなれば、今後反復、継続して開催される会議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は首肯できることから、実施機関が非開示とした決定は妥当である。

(3) 条例第16条第4号該当性について

条例第16号第4号は、原則開示の例外として、「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが

あるもの」は非開示と定めたものである。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関又は国等の最終的な意思決定が終了するまでの間における行政内部の審議、検討、調査研究、意見交換、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含むものである。

また、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のように整理される。

ア 開示をすることにより、自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれのある情報

イ 未成熟な情報であって、開示することにより本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれのある情報

ウ 開示をすることにより、当該審議等に必要な情報を得ることが困難になるおそれのある情報

エ その他開示をすることにより、将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれのある情報

さらに、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を本人に開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした部分の一部には、将来における予測的な発言が含まれており、仮定の上での意見が公になることで、素直な意見交換ができなくなるおそれがあるという実施機関の主張には一定の理解をすることができる。

一方で、そのおそれが「不当に」に該当するか否かについては、「不当に」の判断は前述のとおり、「審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を本人に開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合」である。非開示とした部分の前後には、将来における予測的な発言であるにもかかわらず開示されている部分もあり、実施機関の主張には整合性がない。また、将来における予測的な発言ではあるが、当該職にある者であれば、当然に想定するであろう内容であった。非開示部分を本人に開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場

合とは認められず、非開示部分については開示すべきである。

(4) 条例第16条第5号エ該当性について

条例第16号第5号エは、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示と定めたものである。

「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務をいい、組織の自律性の観点から、組織の維持のために行われるものであるから、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かによってその該当性を判断するものである。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、確かに教職員人事に関する記述があることを確認した。個別具体的な人事管理に関わる記述であり、このような情報が開示された場合には、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できることから、実施機関が非開示とした決定は妥当である。

(5) 条例第16条第5号オ該当性について

条例第16号第5号オは、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示と定めたものである。

「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」の「適正」とは、開示をすることによりもたらされる支障だけでなく、開示をすることによる利益も考慮して判断するという趣旨である。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると次のとおりである。

ア 開示をすることにより、当該事務又は事業を実施する意味を喪失する  
情報

イ 開示をすることにより、経費が著しく増大することになる情報

ウ その他開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、人工呼吸器利用の児童の就学に関する他市の取扱いについて担当者へ聞き取り調査を行った結果や、文部科学省担当者の見解が記載されていた。

実施機関は非開示の理由として、条例第16条第5号オを根拠に、当時の本市の担当者が開示しないことを条件に直接聞き取った内容であり、開示することにより、今後、各自治体の担当者に、質問したいことを即座に質問できる良さが失われ、組織に所属する各職員が見解を表明する際に萎縮したり、発言を躊躇したりすることが考えられ、今後、他市や他県等との、適宜かつ迅速な意見交換ができなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると考え、非開示と判断したと説明している。

条例第16条第5号オは、原則開示の例外として、条例第16条第1号から同条第5号エまでの具体的な事例を想定した規定と異なり、これら以外のその他事務又は事業を想定した規定、いわゆるその他規定であり、その適用は抑制的でなければならないが、実施機関が主張する条例第16条第5号オの適用は、当該条項を広く解釈していると言わざるを得ない。

一方で、条例第16条第4号では、原則開示の例外として、「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非開示と定めており、当審査会は、他の自治体との意見交換にあつては、条例第16条第4号の適用が適当だと判断する。

これを前提に実施機関が非開示とした部分の妥当性の判断であるが、おおむね実施機関が主張する情報が記載されていることを確認した。公開しないことを条件に直接聞き取った内容を開示することにより、今後、各自治体の担当者に、質問したいことを即座に質問できる良さが失われ、組織に所属する各職員が見解を表明する際に萎縮したり、発言を躊躇したりすることが考えられ、今後、他自治体との、適宜かつ迅速な意見交換ができなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じるといふ実施機関の主張はおおむね首肯できるが、表の見出し部分や、単に一般論を述べているに過ぎない部分も含まれていることから、これらについては開示すべきである。

(6) 条例第28条該当性について

条例第28条第1項に「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると思料するときは、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

ここでいう「事実」とは、客観的な正誤の判定に適する氏名、住所、家族構成、学歴、資格等の情報に関する事実である。

審査請求人が訂正を求めている部分は、これらの客観的な正誤の判定に適する情報ではなく、客観的な正誤の判定に馴染まないことから、実施機関の判断は妥当である。

#### (7) 対象公文書の特定について

審査請求人は、本件処分2により特定した文書以外で、「2月4日から2月13日の間の市教委の意思決定過程を示す文書の有無」について再調査を求めている。

当審査会が当審査会事務局をして、対象の公文書について調査をさせたところ、共通ファイルサーバの実施機関に係る共有フォルダ内に、実施機関が存在を認識していなかった公文書の存在を確認した。実施機関においては、当該公文書について審査請求人が請求する文書であるか否かを確認するとともに、請求内容に該当する文書である場合は、新たに開示・非開示の決定を行うこと。

#### (8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (9) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち、実施機関が自ら開示と判断した部分も含め、別表2に示した部分については開示すべきであると判断する。

また、新たに存在が確認された公文書については、改めて審査請求人が請求する文書であるか否かを確認するとともに、請求内容に該当する文書である場合は、新たに開示・非開示の決定を行うこと。

## 6 付言

当審査会が当審査会事務局をして行った本件請求に係る対象公文書の調査において、実施機関が存在を認識していなかった公文書の存在を確認した。当該公文書が審査請求人の求めているものであるか否かは、今後の実施機関の調査、決定を待たねばならないが、そもそも、公文書作成に係る認識の希薄さ、公文書管理の不徹底があったと言わざるを得ず、文書事務の重要性の再認識とその徹底を強く求める。

また、このような状況の中で行われた、当初の開示決定自体も不適切であったと言わざるを得ない。不十分な文書特定の上で本件処分2が行われたことは、個人情報開示制度の根幹に関わる極めて問題のある事務処理であり、極めて遺憾である。

さらに、実施機関は、本件処分2において開示をしない理由の条例上の適用条項を度々変更しているが、このことにより当審査会の審議に著しい支障を来した。

今後、実施機関においては、本指摘事項の重大性を認識した上で、適切な事務処理を行っていただくことを強く望むものである。

## 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
令和	4年	8月 5日	実施機関からの諮問
令和	5年	2月 13日	審議① 実施機関からの意見聴取
令和	5年	3月 30日	審議② 審査請求人及び参加人の意見陳述
令和	5年	5月 18日	審議③
令和	5年	6月 22日	審議④

第3部会委員 白井 雅子  
村山 貴子  
江崎 智彦

別表 1

本件処分 1

<p>保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容</p>	<p>〇〇〇〇氏に関する 2018 年 4 月～現在に至るまでの以下の内容が分かる文書一式について ②転校に向けた計画作成の経緯が分かる文書一式 関わった機関、どんな関わりをしたのかを含めて</p>
<p>開示することを決定した保有個人情報の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原中央支援学校に籍を置いた場合の交流及び共同学習等の計画（案）</li> <li>・星が丘小学校への就学を目指した場合の交流及び共同学習等の計画（案）</li> </ul>

本件処分 2

<p>保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容</p>	<p>〇〇〇〇氏に関する 2018 年 4 月～現在に至るまでの以下の内容が分かる文書一式について ①就学前に「支援学校が適」と判断された審議の過程が分かる文書一式 ③2019 年 4 月から 2020 年 3 月までの 1 年間の取り組みに関する文書一式 相模原中央支援学校、星が丘小学校、市教委のことも含めて ④転校の計画を白紙にすることに決めた市教委の意思決定の過程が分かる文書一式。その年の就学指導委員会にかけた内容も含めて</p>
<p>開示することを決定した保有個人情報の内容</p>	<p>①に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議結果報告書 平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第 2 回）</li> <li>・会議結果報告書 平成 30 年度相模原市就学指導委員会（第 2 回）</li> <li>・会議結果報告書 平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第 3 回）</li> <li>・平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第 3 回）会議録</li> <li>・平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第 3 回）会議録別紙</li> <li>・平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第</li> </ul>

	<p>3回) 及び平成30年度相模原市就学指導委員会(第3回) 会議録別紙追加資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学指導委員会への諮問</li> <li>・会議結果報告書 平成30年度相模原市就学指導委員会(第3回)</li> <li>・平成30年度相模原市就学指導委員会(第3回) 会議録</li> <li>・平成30年度相模原市就学指導委員会(第3回) 会議録別紙</li> <li>・就学指導委員会からの答申</li> </ul> <p>③に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/2 ケース会議記録</li> <li>・入学式の流れ</li> <li>・話し合い確認事項</li> <li>・運動会の参加について</li> <li>・プールについての要望</li> <li>・6/10 会議内容</li> <li>・主治医への問い合わせ内容</li> <li>・プールについて</li> <li>・7/16 報告</li> <li>・7/22 1学期の振り返り記録</li> <li>・8/27 担当の関わり方について</li> <li>・9/10 話し合い内容</li> <li>・10/23 来年度病弱級開設に向けて今後やること</li> <li>・11/1 音楽発表会当日の動き</li> <li>・11/26 人工呼吸器等医療機器を使用する児童について</li> <li>・12/24 報告</li> <li>・6/14 青少年相談センター作成 水泳の対応について</li> <li>・10/29 青少年相談センター作成 医療関係者とのカンファレンス内容</li> </ul> <p>④に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障害がある児童の地域の学校への就学について</li> <li>・会議結果報告書 令和元年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議(第4回)</li> <li>・令和元年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議(第</li> </ul>
--	--

	<p>4回) 会議録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学指導委員会への諮問</li> <li>・ 会議結果報告書 令和元年度相模原市就学指導委員会 (第4回)</li> <li>・ 令和元年度相模原市就学指導委員会 (第4回) 会議録</li> <li>・ 就学指導委員会からの答申</li> <li>・ 星が丘小学校就学予定要配慮児童について</li> <li>・ 重症心身障害児の地域の学校への転入について (案)</li> <li>・ 1 / 20以降の経過</li> </ul>
開示をしない部分の概要	<p>A 開示請求者以外の個人の氏名、所属、住所、生年月日、診断名、保護者氏名、審議内容、審議結果、顔写真</p> <p>B 個人の指導、診断、評価、相談に関する情報</p> <p>C 市の機関内部若しくは機関相互における審議、検討又は協議に関する情報</p> <p>D 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報</p>
開示をしない理由	<p>A : 相模原市個人情報保護条例第16条第1号該当 開示請求者以外の個人の氏名、所属、住所、生年月日、診断名、保護者氏名、審議内容、審議結果、顔写真は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>B : 相模原市個人情報保護条例第16条第3号該当 個人の指導、診断、評価、相談に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、相談に著しい支障を生じるおそれがあるため</p> <p>C : 相模原市個人情報保護条例第16条第4号該当 市の機関内部若しくは機関相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>D : 相模原市個人情報保護条例第16条第5号才該当 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため</p>

本件処分 3

<p>保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容</p>	<p>〇〇〇〇氏に関する 2018 年 4 月～現在に至るまでの以下の内容が分かる文書一式について                  ③ 2019 年 4 月から 2020 年 3 月までの 1 年間の取り組みに関する文書一式                  相模原中央支援学校、星が丘小学校、市教委のことも含めて                  ④ 転校の計画を白紙にすることに決めた市教委の意思決定の過程が分かる文書一式。その年の就学指導委員会にかけた内容も含めて</p>
<p>開示することを決定した保有個人情報の内容</p>	<p>③に関する文書                  星が丘小学校職員研修資料                  ④に関する文書                  受け入れのリスクと対応策（案）</p>

別表 2

文 書 名	開示すべき部分
<p>平成 30 年度相模原市就学指導に関する連絡調整会議（第 3 回）及び平成 30 年度相模原市就学指導委員会（第 3 回）会議録別紙追加資料</p>	<p>「4 他市の状況」の表の見出し                  「5 文部科学省の見解」の全て</p>
<p>重度の障害がある児童の地域の学校への就学について</p>	<p>「＜参考＞」の全て</p>
<p>1 / 20 以降の経過</p>	<p>「〇 1 / 20 教育長・局長・部長への報告」から数えて 19 行目</p>
	<p>「〇 1 / 22 標題」</p>
	<p>「〇 1 / 22 標題」から数えて 20 行目、21 行目</p>
	<p>「〇 1 / 22 標題」から数えて 28 行目から 33 行目</p>
	<p>「〇 1 / 23 標題」</p>
	<p>「〇 1 / 27 標題」</p>

	「○1 / 2 7 標題」から数えて4行目から6行目
	「○1 / 2 7 標題」から数えて13行目から16行目
	「○1 / 3 1 標題」(一つ目のもの)